

犯罪収益移転防止法（令和4年12月改正）の概要

ポイント1

令和4年12月改正により司法書士等の士業についても、取引時確認の事項が追加されることとなった（令和6年6月までに施行予定）。

令和4年12月改正犯罪収益移転防止法（令和6年6月までに全面施行予定）

主な変更点

- 士業者が行う取引時確認に係る確認事項の追加等
- 外国為替取引及び電子決済手段の移転に係る通知事項の追加
- 外国所在暗号資産交換業者との契約締結時の厳格な確認
- 暗号資産の移転に係る通知義務を課す規定の整備

ポイント2

司法書士等に対し追加された確認事項は次の3点。

- ① 取引を行う目的
- ② 職業（自然人の場合）又は事業内容（法人の場合）
- ③ 実質的支配者（法人の場合）

※ 「資産及び収入の状況」については、継続検討事項として当面見送られた。

※ 「本人特定事項」（いわゆる「本人確認」）については、これまでも確認が義務づけられていたため、計4つの確認事項があることになる。

※ 宅建業者は平成23年改正以降、以下計5点の確認が義務づけられている。

- ① 本人特定事項
- ② 取引を行う目的
- ③ 職業（自然人の場合）又は事業内容（法人の場合）
- ④ 実質的支配者（法人の場合）
- ⑤ 資産及び収入の状況（「ハイリスク取引」（★）に限る）

★「ハイリスク取引」とは・・・

- ・なりすまし又は虚偽申告が疑われる場合等
- ・イラン及び北朝鮮に居住する者との取引等
- ・外国において重要な公的地位にある者（いわゆる「外国PEPs」）との取引

《特定事業者と義務①》

義務付けられた措置 特定事業者 【法2条2項】	取引時確認 【4条】	確認記録の作成・保存 【6条】	取引記録等の作成・保存 【7条】	疑わしい取引の届出 【8条】	取引時確認等を的確に行うための措置 【11条】
金融機関等 (1号～38号)	<p style="text-align: center;">特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、顧客等の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人特定事項 ・取引を行う目的 ・職業・事業内容 ・実質的支配者 ・資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部） <p>の確認を行わなければならない</p>	<p style="text-align: center;">取引時確認を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から7年間保存しなければならない</p>	<p style="text-align: center;">特定業務に係る取引を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、取引の行われた日から7年間保存しなければならない</p>	<p style="text-align: center;">特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は特定業務に関し顧客がマネー・ロンダリングを行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに届け出なければならない</p>	<p>取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練の実施、取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、統括管理者の選任等の措置を講ずるよう努めなければならない（※）</p>
ファイナンスリース事業者（39号）					
クレジットカード事業者（40号）					
カジノ事業者（41号）					
宅地建物取引業者（42号）					
宝石・貴金属等取扱事業者（43号）					
郵便物受取サービス事業者（44号）					
電話受付代行業者（44号）					
電話転送サービス事業者（44号）					
司法書士（46号）	<p style="text-align: center;">特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、顧客等の本人特定事項の確認を行わなければならない</p> <p style="color: red; text-align: center;">※R6.6 までに「取引を行う目的」等が追加となる</p>			×	
行政書士（47号）					
公認会計士（48号）					
税理士（49号）					
弁護士（45号）	司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】				司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【12条】

※ カジノ事業者については、特定複合観光施設区域整備法において別途その義務が定められている。